

令和7年度

第3回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和7年6月26日(木)

令和7年度第3回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年6月26日(木) 10:00~10:40

開催場所 平塚市庁舎本館6階 619会議室

<u>農業委員</u>	<u>会長</u> 松木会長	<u>1番</u> 高橋委員	<u>2番</u> 上原委員
	<u>3番</u> 猪俣委員	<u>5番</u> 荒川委員	<u>6番</u> 荻野(信)委員(欠席)
	<u>7番</u> 加藤委員	<u>8番</u> 高橋委員	<u>9番</u> 小宮委員
	<u>10番</u> 松井委員	<u>11番</u> 荻野(武)委員	<u>12番</u> 中戸川委員
	<u>13番</u> 横山委員	<u>14番</u> 笹尾委員	

傍聴人等 傍聴人 0人

事務局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 三浦主事

報告事項

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 事

- 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
議案第24号 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明について
議案第25号 新規就農者に対する農家資格の認定について
議案第26号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について(所有者・機構間)
議案第27号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について(機構・借り手間)
議案第28号 豊田地区市民農園の廃止に向けた市民農園区域の指定変更及び市民農園整備運営計画書の変更に係る決定について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、7件の届出について、土地の所在の一部と届出事由を報告。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、4件の届出について、土地の所在の一部と届出事由を報告。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、164件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請2件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立吉沢小学校から西に約310mに位置

農振白地

【経営地】

経営面積 294.00㎡

畑・・・約3畝

取得後経営面積 2,535.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 兼業

配偶者 (50代) 兼業

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機4

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員A 申請地は先代から畑作でネギ等を作付していたが、譲渡人が勤め先の仕事の関係で畑作ができなくなったが、畑はロータリーをかけ、きれいに耕うんされ管理されており問題はない。

地元委員B 譲受人は造園業を行っており、庭木の剪定などもされている。会社は農業にも進出し、申請地隣地の借地にブドウを栽培しており、隣地という立地の利便性もあり、造園業の従業員、農機具も揃っているため、また、譲受人が携わっている業種の性質からもきれいに栽培できるのではないかと思われるため問題はない。

議 長 地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

(2番案件)

事務局 2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立金目中学校から北東に約150mに位置

全て農振農用地

【経営地】

経営面積 30,456.00㎡

田・・・約2町7反2畝

畑・・・約3反2畝

取得後経営面積 34,405.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

妻 (70代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター5、耕うん機2、田植機3、コンバイン1

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。
申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は譲受人の営農地の畑の南側に位置している。譲受人は積極的に水田を中心に規模を拡大している。申請地及び経営地はしっかりと管理されているため、問題はない。

議長 地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
2番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果 異議なしで議決される。⇒許可

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請1件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局

1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

入野・岡崎線信号「新白髭橋」から北西へ約100mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

ゆうかり保育園から北東へ約140m、平園クリニックから南東へ約230mの位置で、幅員4m以上の前面道路に2管（上水管、下水管）が埋設されている。

東側及び西側は農地、南側は道路、北側は水路。

【利用計画】

出入口は北側道路からの計画で、水路占用許可済。

北側水路境界はCB3段を新設、南側道路境界は既存CB、東側農地境界は既存C○横矢板、西側農地境界は既存C○平板で被害防除。

入口は盛土を行い、計画地は転圧砕石敷き。

雨水は自然浸透処理。

隣地地権者、水利土木組合長からの同意済み。

【申請理由】

譲受人は建設業免許を保有しており、造成工事を請負うことが増えてきた。

現在の事業所（100㎡）だけでは非常に手狭になり、新たに資材置場が必要となった。

造成工事を請負う地域が平塚、伊勢原、秦野、厚木、寒川方面が多く、その中間に位置している申請地が最適であることから転用申請するもの。

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

1 番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地の現地調査を行った結果、問題はない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

A 委員

利用計画図の竹林はそのまま利用をされるか。

地元委員

そのまま使用する予定で、竹林は近隣に迷惑をかけないように利用してもらう。また、東側は畑で、既存コンクリート横矢板があるため、問題はないと思われる。

議 長

他に質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、2件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から2番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から2番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員A 1番案件について、7筆中6筆が農振農用地の水田であり、稲が植えられきちんと管理され、それ以外の農地も農業用倉庫及び畑となっており、適正に管理され問題はないことを報告。

地元委員B 2番案件について、13筆のうち4筆が水田で稲作をされており、残りの9筆は畑で、露地野菜、カキ、ミカン等の果樹が植えられ、周辺の草刈もされており問題がないことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件から2番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第24号 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明について

議 長 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明、1件について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、主たる従事者及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地の状況は全く問題なく、農地として適正に利用されていたことを確認し、主たる従事者の証明を発行することは問題ないと思われる。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第25号 新規就農者に対する農家資格の認定について

議 長 新規就農者に対する農家資格の認定、1件について、事務局より説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、新規就農者について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 新規就農者と立ち会い、現在市外に居住しており、多肉植物を栽培している。イベントや業者に卸して販売をしている。イベントコンテストで入賞の実績もある様子。使用しているビニールハウス周辺の整備が至らないところがあったが、懸命に経営を行っているので問題はないことを報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

B 委員 主要農機具は刈払機1台であるが、他の機械を借りることをされるか。

地元委員 ビニールハウスの中を耕すことは無く、ビニールハウス周辺の草を刈る程度で、ビニールハウスの中での鉢植え栽培作業と消毒程度のため、他の農機具は必要がないと思われる。

C 委員 ビニールハウスは何棟あるか。ビニールハウス周囲の草もきれいにした方がよいのでは。

地元委員 小さなビニールハウスが5～6棟。ビニールハウスの中も整然とされていなかったため、外も含めてもう少し整頓する必要があると思われる。

議 長 他に質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、申請者の農家資格を認定することに決議する。

議 長 異議なしで議決される。⇒ 農家資格認定 ⇒ 認定証発行

議案第26号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について（所有者・機構間）
議案第27号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について（機構・借り手間）

- 議 長** 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計10件について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局** 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1（1）の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長** 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長** 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結 果** 異議なしで議決される。⇒承認

議案第28号 豊田市民農園の廃止に向けた市民農園区域の指定変更及び市民農園整備運営計画書の変更に係る決定について

議 長 豊田市民農園の廃止に向けた市民農園区域の指定変更及び市民農園整備運営計画書の変更に係る決定について、農水産課に説明を求める。

農水産課 議案書のとおり、所在、申請人等について説明。平成8年3月開園で、全22区画あり古くからある農園の1つである。農園主の高齢化に伴い管理を行うことが困難となったため廃園し、現在一部利用者は未だ残っているが、7月末までに利用者退去及び物置等も撤去完了し、当面は農園主自ら管理をすることとなっており、豊田市民農園の廃止に向けた市民農園整備運営計画書の変更を予定している。

議 長 農水産課の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は承認ということで決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

(10時40分 閉会)

以上の会議の顛末を記載し、確認したため署名いたします。